

現代の無形資産会計の論理 -EFRAGのDP（2021）を中心として-

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹野, 忠利 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000289

現代の無形資産会計の論理
— EFRAG の DP (2021) を中心として—
Logic of Modern Intangible Asset Accounting :
Focusing on the EFRAG's DP (2021)

博士後期課程 商学専攻 2023 年度入学

竹 野 忠 利

TAKENO Tadatoshi

【論文要旨】

本稿では、EFRAG の DP (2021) 公表の意図を問い、その根底にはどのような会計上の論理があるか、という研究課題の下で、EFRAG が公表した一連の文書が無形資産会計の観点から考察されている。具体的には、2021 年 8 月、EFRAG はインタンジブルズの報告に向けた討議資料である DP (2021) を公表した。その 2 年後の 2023 年 4 月には、DP (2021) に寄せられたコメントに基づき「DP に関する勧告書およびフィードバック・ステートメント」を公表している。しかしながら、先行研究では、これまで、同討議資料の無形資産会計の観点からの考察が、その重要性にも関わらず、十分には行われていないように思われる。

考察の結果、本稿で明らかになった点は次のとおりである。すなわち、EFRAG の DP (2021) では (1) IAS 第 38 号の規定の再検討が意図され、その再検討においては費用に着目した自己創設無形資産の計上額の拡大も想定されている点、(2) 「インタンジブルズ」への投資（「将来指向費用」）を起点とした自己創設無形資産計上の論理が根底で展開されていると言える点、以上の 2 点である。

【キーワード】 無形資産会計、自己創設無形資産、インタンジブルズ、将来指向費用、IAS 第 38 号

【目次】

はしがき

I EFRAG の DP (2021) をめぐる経緯—問題の所在—

II 先行研究のレビュー

III EFRAG の DP (2021) と勧告書の内容

IV EFRAG の DP (2021) の意図と論理構造

むすび

はしがき

2021年8月、欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group, 以下 EFRAG と略)¹ はインタangibleズへの報告に向けた討議資料「インタangibleズのより良い情報」(以下 DP (2021) と略)² を公表した。その2年後の2023年4月には、DP (2021) に寄せられたコメントをもとに「勧告書およびフィードバック・ステートメント」(以下勧告書と略)³ を公表している。本稿では EFRAG が公表したこれら一連の文書を考察対象として、特に無形資産会計という観点⁴ からの考察を行う。具体的には、DP (2021) 公表の意図とその根底にある会計上の論理⁵ を考察する。

近年、無形資産会計や無形資産の開示をめぐる議論が活発化している。我が国においては、2021年6月に東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コード」の改訂版⁶ に、知的財産情報の開示に関する規定が初めて盛り込まれた。この規定を受けて、2022年1月には内閣府「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」が「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」Ver 1.0⁷ を公表し、2023年3月にはこのガイドラインの Ver.2.0⁸ を公表している。世界的には、国際会計基準審議会 (International

¹ 欧州委員会の支援により2001年に設立された民間組織。欧州の観点から IFRS 基準の策定に影響を及ぼし、欧州委員会に IFRS 基準の承認に関するアドバイスを行う (EFRAG, “ABOUT US”, <https://www.efrag.org/About/Facts> (最終閲覧日 2023年9月18日))。

² EFRAG, *Discussion Paper, Better information on intangibles*, August 2021.

³ EFRAG, *Recommendations and Feedback Statement on DP Better Information on intangibles which is the best way to go*, 2023.

⁴ すなわち、無形資産の認識・測定による会計処理および財務諸表数値への影響、特に利益への影響という観点のことである。

⁵ DP (2021) 公表の意図の裏付けとなる論理、特に会計処理をめぐる論理のことを指す。

⁶ 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス・コード」2021年、補充原則 3-1 ①、補充原則 4-2 ②。

⁷ 内閣府「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」Ver 1.0, 2022年。

⁸ 内閣府「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」Ver 2.0, 2023年。

Accounting Standards Board, 以下 IASB と略) が無形資産会計をパイプライン・プロジェクトの 1 つに加え, 無形資産の会計要件を包括的に見直すことをこのプロジェクトの目的としている⁹。このように議論が活発化する近年において, EFRAG は, インタンジブルズのより良い報告に関して 2021 年には DP (2021), 2023 年には勧告書を公表している。同討議資料においては, インタンジブルズの報告アプローチとして①「認識・測定」, ②「固有インタンジブルズ関連情報」, ③「将来指向費用の情報・リスク要因または機会要因の情報」という 3 つのアプローチが提示され, その長所と短所が検討されている。本稿では, これらのうち①のアプローチを中心として取り上げる。

同討議資料に関して特筆すべき点の一つとしては, 無形資産に関する現行の会計基準である, 国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下 IAS と略) 第 38 号「無形資産」¹⁰ への言及が多く行われている点がある¹¹。この点に関し疑問となるのは, DP (2021) では同基準の規定の妥当性を確認する意図で言及を行っていたのか, それとも, 規定に関する新たな解釈を行う意図もしくは規定の再検討を要請する意図があったのか, さらにその具体的な内容は何か, という点である。加えて, もし新たな解釈または再検討の要請が意図にある場合, その根底には無形資産会計をめぐり, どのような論理が展開されているのかという点も疑問となる。したがって, 同討議資料に関しては無形資産会計という観点からの考察—具体的には「認識・測定」アプローチの考察—も重要であると考えられる。しかし, 先行研究においてはこうした観点からの考察が十分ではないように思われる。上記の疑問点が解明されていないのである。本稿では「EFRAG の DP (2021) 公表の意図は何か, その根底にはどのような会計上の論理があるか」という研究課題の下, EFRAG が公表した一連の文書を無形資産会計の観点から考察する。

第 I 章では DP (2021) 公表をめぐる経緯を概説し, 問題の所在を提示する。第 II 章では, その問題に関して, 先行研究を分析し, 研究課題を特定する。第 III 章では, DP (2021) と勧告書の内容を調査し, 第 IV 章では同討議資料の内容に即して, 本稿で特定された研究課題の解明を試みる。

I EFRAG の DP (2021) をめぐる経緯—問題の所在—

本章では DP (2021) 公表に至るまでの経緯を概説し, 問題の所在を提示する。具体的には, EFRAG によるインタンジブルズのより良い情報に関する研究プロジェクトの開始から, 同討議資料および勧告書の公表までの経緯を取り上げる¹²。

⁹ IASB, “IASB pipeline projects”, <https://www.ifrs.org/projects/pipeline-projects/> (最終閲覧日 2023 年 8 月 25 日)。

¹⁰ IASB, *International Accounting Standard No. 38, Intangible Assets*, 2014.

¹¹ IAS 第 38 号への言及は全 68 頁のうち 43 箇所ある。

¹² 説明にあたっては, EFRAG, *op. cit.*, 2021, pp. 16-19 および EFRAG, “EFRAG RESEARCH PROJECT ON BETTER INFORMATION ON INTANGIBLES”, <https://www.efrag.org/Activities/1809040410591417/EFRAG-research-project-on-better-information-on-intangibles?AspxAutoDetectCookieSupport=1#> (最終閲覧日 2023 年 9 月 17 日) を参照した。

1. EFRAG による研究プロジェクトの開始

図表 1 は同討議資料をめぐる経緯に関する年表である。EFRAG は、2018 年 8 月にインタangibleズ¹³ のより良い情報に関する研究プロジェクトを課題として追加することを決定した。その決定にあたり、EFRAG に提供された主張としては次のものが含まれる¹⁴。

主張①：新たなテクノロジー、デジタル化、ソフトウェア・ソリューション、およびサービス経済への動きに起因するビジネス環境の変化により、自己創設インタangibleズが企業業績に重要な役割を果たしている一方で、財務諸表にはそれが適切に反映されていない。

主張②：企業価値の無形の因子に注目が集まっているが、その多くは財務諸表に反映されておらず、財務諸表の価値関連性が失われているのではないかと懸念の声が上がっている。

主張③：取得インタangibleズと自己創設インタangibleズの会計処理の不一致は検討の必要がある。

図表 1 DP (2021) の経緯に関する年表

年	月	出来事	説明
2018	8	研究プロジェクトの開始	EFRAG に提供された主張を鑑み、インタangibleズのより良い情報に関する研究プロジェクトを課題として追加。
2019	4-6	利害関係者へのインタビュー	インタangibleズに関する情報が財務諸表に欠落しているという見解で一致。ただし、IAS 第 38 号の要件の妥当性に関して見解の相違が見られる。
2020	2	インタangibleズの報告に関する文献レビューを公表	フェラーラ大学の研究チームが実施。2007 年以降の出版物に焦点を当てた文献レビュー。
	3	インタangibleズ諮問委員会 (EFRAG API) 設立	作成者、利用者、評価専門家で構成される。DP (2021) の基礎となるような意見を提供したり、インタangibleズをめぐる他の諸問題やプロジェクトに意見を提供する。
2021	8	DP (2021) を公表	インタangibleズの報告に関する次の 3 つのアプローチの長所や短所を検討。 ①「認識・測定」 ②「固有インタangibleズ関連情報」 ③「将来指向費用の情報・リスク要因または機会要因の情報」
2023	4	勧告書を公表	DP (2021) へのコメントを要約し、勧告を提示。

(出典) EFRAG, *op. cit.*, 2021, pp. 16-19 および EFRAG, “EFRAG RESEARCH PROJECT ON BETTER INFORMATION ON INTANGIBLES” をもとに筆者作成。

¹³ ここで「インタangibleズ」とは、会計上の資産である無形資産よりも広い意味合いで使用される用語とされている。詳細な定義に関しては、第Ⅲ章第 1 節で確認する。

¹⁴ EFRAG, *op. cit.*, 2021, p. 16.

2. DP (2021) 公表までの経緯

この決定の翌年の2019年に、EFRAGは、学者、財務諸表作成者、評価専門家およびその他の専門家への合計17回のインタビューを実施した。このインタビューにおいても、インタangibleズに関する情報が財務諸表では欠落しているという点である程度の見解の一致が見られたという。ただし、そこでは見解の相違も見られたとのことであり、最も相違が見られた見解として、IAS第38号での無形資産の認識要件の妥当性があったとしている。

その後、インタangibleズに関する文献レビューの公表¹⁵、インタangibleズ諮問委員会(EFRAG API)設立などを経て、2021年に公表されたのが、本稿で取り扱うDP(2021)である。同討議資料では、インタangibleズに関する情報を改善するための3つのアプローチが提示され、その長所と短所が検討されている。同討議資料公表の2年後の2023年には、勧告書も公表され、そこでは同討議資料に寄せられたコメントの要約と、暫定的な勧告の提示が行われている。

ここまで、DP(2021)の経緯に関し、研究プロジェクトの開始から同討議資料と勧告書の公表までを概説した。ここで明らかになった点としては、同討議資料公表に至るまでの議論では、自己創設インタangibleズが財務諸表上に反映されていないことが問題となっていた点や、IAS第38号の規定の妥当性をめぐる議論が行われていたという点である。特に、IAS第38号の規定に関しては、同討議資料で強く意識されて取り扱われている問題のようであり、同討議資料内に多くの言及が見受けられる¹⁶。この点に関して疑問となるのは、DP(2021)では同基準の規定の妥当性を確認する意図で言及を行っていたのか、それとも、規定に関する新たな解釈を行う意図もしくは規定の再検討を要請する意図があったのか、さらにその具体的な内容は何か、という点である。加えて、もし新たな解釈または再検討の要請が意図にある場合、その根底には無形資産会計をめぐり、どのような論理が展開されているのかという点も疑問となる。

II 先行研究のレビュー

前章では、DP(2021)をめぐる経緯を概説し、本稿での問題の所在を提示した。そこでは、同討議資料公表のIAS第38号をめぐる意図や、その根底にある会計上の論理に対する疑問が提示された。これらの点を解明するためには、同討議資料への無形資産会計という観点からの考察¹⁷—すなわち、同討議資料での3つのアプローチのうち「認識・測定」アプローチに関する考察—が不

¹⁵ なお、この文献レビューにおいて得られた洞察の1つは、インタangibleズ分野では多くの調査が存在するものの、財務報告書の利用者が情報をどのように消費するかに関する調査はあまり存在しない—それゆえ、インタangibleズに関するどのような情報が利用者にとって役立つのかに関する直接的な研究はあまり多くはない—ということであった(EFRAG, *op. cit.*, 2021, p. 16, par. 1.3)。

¹⁶ IAS第38号への言及は全68頁のうち43箇所ある。そのうち24箇所は「認識・測定」アプローチを説明している章にある。

¹⁷ すなわち、無形資産の認識・測定による財務諸表上の数値への影響、さらには、そのことがもたらす利益への影響という観点からのDP(2021)の考察のことである。

可欠であると考えられる。本章では、DP（2021）を取り扱った先行研究である島永¹⁸と藤田¹⁹を取り上げ、上記の点が先行研究において取り扱われているか否か、およびどの程度解明されているかを分析する。具体的には、先行研究において、「認識・測定」アプローチへの考察がどの程度行われているのかという点から分析する。

1. 島永による先行研究

島永の論文は、人的資本の観点から DP（2021）を取り扱ったものである。具体的には、各国での人的資本開示に向けた取り組みを受け、米国および欧州における人的資本の会計に関する直近の議論を取り扱っている。そこでは、2022年、米国の人的資本会計開示ワーキング・グループから公表された「規則制定請願書」²⁰ および、2021年の DP（2021）を取り上げ、その概要や特徴を明らかにし、その上で、人的資本開示に向けたインプリケーションの提示を行なっている²¹。

DP（2021）に関しては、島永は、人的資本の観点から「固有インタンジブルズ関連情報」アプローチと「将来指向費用の情報・リスク要因または機会要因の情報」アプローチを取り扱っている。しかしながら、同氏は、「認識・測定」アプローチが人的資本を検討の対象外としていることから、このアプローチは十分には取り扱っておらず、特に、インタンジブルズの認識に関する同討議資料での議論の全容を考察していない。そのために、同討議資料公表の意図とその根底にある会計上の論理が明らかにはなっていないのである。

2. 藤田による先行研究

藤田は、無形資産の非財務情報としての開示の観点から DP（2021）を取り扱っている。すなわち、非財務情報に対する期待が高まる現状の中で、投資意思決定有用性の観点から、無形資産情報をめぐる非財務情報の意義を財務情報との関係から検討している²²。

同氏は、非財務情報の意義を財務情報の限界を補完するところに求めており、そうした文脈の中で、特に「固有インタンジブルズ関連情報」アプローチの検討を行っている²³。しかし、「認識・測定」アプローチに関しては、同討議資料の財務情報に関する議論に影響を与えたとされる

¹⁸ 島永和幸「人的資本の会計—欧米における人的資本開示の最新動向—」『証券アナリストジャーナル』日本証券アナリスト協会、2022年、第60巻第9号、38-48頁。

¹⁹ 藤田晶子「無形資産情報の開示とその課題」『ディスクロージャー&IR』宝印刷、第23巻、2022年、38-43頁。

²⁰ Working Group of Human Capital Accounting Disclosure (WGHCAD), "Petition for Rulemaking", <https://www.sec.gov/rules/petitions/2022/petn4-787.pdf>, 2022.

²¹ 島永和幸、前掲書。

²² 藤田晶子、前掲書。

²³ 同上書、40-42頁。

Barker&Penmann²⁴の見解を紹介しているものの²⁵、やはりアプローチそれ自体は取り扱っていない。具体的に言えば、将来の収益に対応すべき無形資産投資額を即時費用化することによるミスマッチング、それによる利益の歪みという現状の財務情報の限界に関して、彼らが提唱した資産認識にかかるアプローチ（不確実性の閾値）の概要を紹介している。Barker&Penmannのそのような紹介を通じて、藤田の論文では、「認識・測定」アプローチを考察する上での重要な端緒は間接的には示されていると考えられるものの、このアプローチそれ自体の全容はそこでは取り扱われていない。そのため、無形資産会計という観点からの同討議資料の考察が十分に行われているとは言えず、DP（2021）公表の意図、および、その根底にある同討議資料それ自体の論理構造は明らかにはなっていないのである。

このように、先行研究においては、DP（2021）を人的資本や非財務情報の開示という観点から考察していることから、無形資産会計という観点からの考察—具体的には「認識・測定」アプローチに関する考察—が十分には行われていないように思われる。その結果として、同討議資料公表のIAS第38号をめぐる意図とその根底にある会計上の論理が明らかになっていないのである。本稿では「EFRAGのDP（2021）公表の意図は何か、その根底にはどのような会計上の論理があるか」という研究課題の下、特に「認識・測定」アプローチを中心として考察を行う。なお、この討議資料の2年後には勧告書も公表されているため、この勧告書も取り扱う。

Ⅲ EFRAGのDP（2021）と勧告書の内容

前章ではDP（2021）を取り扱った先行研究を分析し、そこでの未解明点を提示した。すなわち、先行研究においては「認識・測定」アプローチに関する考察が十分には行われておらず、そのために同討議資料公表の意図とその根底にある会計上の論理が明らかになっていない。本章では、こうした点を踏まえ、同討議資料および勧告書の内容を「認識・測定」アプローチを中心に調査する。加えて、「将来指向費用の情報・リスク要因または機会要因の情報」アプローチにおいて提示された「将来指向費用」概念は、「認識・測定」アプローチでの問題意識と関連する重要な概念であると考えられるため、本章でも取り扱う。

1. DP（2021）

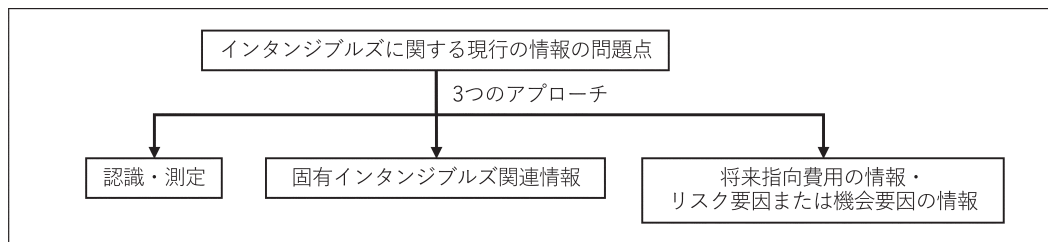
DP（2021）においては、まず、インタangibleズに関する現行の情報の問題点の紹介があり、次に、その問題点を考慮した、インタangibleズの情報提供に向けた3つのアプローチが提示され、そのアプローチの長所と短所が検討されている。具体的には、① 主要財務諸表での「認識・測定」、② 財務諸表の注記もしくは経営報告書での「固有インタangibleズ関連情報」、③ 財務諸表の注

²⁴ Barker, R., Lennard, A., Penman, “Accounting for Intangible Assets: Suggested Solutions”, *Accounting and Business Research*, Vol. 52, No. 6, 2021, pp. 601-630.

²⁵ 藤田晶子, 前掲書, 38-39頁。

記もしくは経営報告書での「将来指向費用の情報・リスク要因または機会要因の情報」という3つのアプローチが検討されている。以上の内容を示したのが図表2である。本章ではこれら3つのアプローチのうち、特に「認識・測定」アプローチに焦点を当ててその内容を調査する。

図表2 DP (2021) での概要図



(出典) EFRAG, op. cit., 2021 をもとに筆者作成。

その検討にあたり、DP (2021) では、討議資料で取り扱う範囲とインタンジブルズの定義が示されている。この範囲に関しては、財務報告書（財務諸表および経営報告書²⁶）で提供されるインタンジブルズに関する情報が検討されている²⁷。ここで「インタンジブルズ (Intangibles)」とは、同討議資料での定義によれば「潜在的な経済的便益の無形の源泉」²⁸のことを指す。インタンジブルズは、会計上の資産である「無形資産 (Intangible Assets)」よりも広範な意味を持つ用語であり、同討議資料では次のように説明されている²⁹。

「「インタンジブルズ」という用語は、財務報告書において現在認識もしくは報告されているかどうか、また、会計上の資産の定義を満たすかどうかに関係なく、企業の価値創造を推進する潜在的に広範な資産やその他の要素を含むものとして使用される」。

(1) インタンジブルズに関する現行の情報の問題点

DP (2021) ではインタンジブルズに関する現行の情報の問題点への多様な見解が紹介されており、主に次の点が問題点として挙げられている³⁰。すなわち、

問題点①：財務諸表の価値関連性が低下しており、これはインタンジブルズに関する情報を財務諸表が反映していないことによる可能性がある点、および、

²⁶ 同討議資料での説明によれば、「「経営報告書」は、「経営者の解説」、「経営者による検討と分析 (MD&A)」、「営業・財務概況」、「戦略報告書」など、様々な名前でも知られている」とのことである (EFRAG, op. cit., 2021, p. 19)。

²⁷ Ibid., p. 19, par. 1.18.

²⁸ Ibid., p. 19, par. 1.21.

²⁹ Ibid., p. 19, par. 1.21.

³⁰ Ibid., pp. 21-24.

問題点②：インタンジブルズの開示方法が定まっておらず、商業的機密性にも関わる点である。

特に問題点①に関して、同討議資料では、インタンジブルズを財務諸表上で認識しないことによる業績測定の変質に関する指摘が紹介されている³¹。そこでの指摘としては、主に、資産部分が適切に反映されていないことで ROA が有益な情報を提供しない点と、あるインタンジブルズ形成にかかる費用が資産計上されないため当該期間の収益が関連費用と正しく対応しない可能性がある点とがある。なお、問題点①に関するその他の指摘としては、現行の IAS 第 38 号の規定では、取得したインタンジブルズは無形資産として認識される一方で、自己創設の場合は一般的には認識されない点が挙げられている³²。その結果として、自社のみで成長する企業と買収によって成長する企業とを比較することが困難になる、というのである。

(2) 「認識・測定」

「認識・測定」アプローチでは、上記の問題点のうち問題点①に焦点を当てている³³。すなわち、取得か自己創設かによって、現行の IAS 第 38 号の規定の下では異なる会計処理が行われる点、および、当期の収益のための費用と将来の収益のための費用が混同されている点に焦点を当てている。現行の規定の下では、自己創設インタンジブルズは、開発費を除いて、資産としては認識されない。そのため、当期の収益にかかる費用と、インタンジブルズ形成費用である将来の収益獲得にかかる費用が当期の費用として混同されている、というわけである。

インタンジブルズの認識アプローチの検討にあたり、DP (2021) ではインタンジブルズの分類と資産認識の前提条件が提示されている。すなわち、同討議資料では、インタンジブルズの分類に関して 3 つの分類が提示されており、どの種類のインタンジブルズを認識すべきかが検討されている。その分類は次の通りである³⁴。

分類 A：企業実体によって支配されているインタンジブルズで、所有権が比較的確かつ市場が存在するもの（例えば、商標、ブランド名、特許技術、ソフトウェアなど）。

分類 B：企業によって支配されているものの、明確に定義され、かつ法的に保護された所有権が存在しない可能性があり、市場が活発ではないか、存在しないインタンジブルズ（例えば、進行中の研究開発、特許を取得していない技術もしくは企業秘密など）。

分類 C：企業が支配権をほとんど持たず、市場が存在しないインタンジブルズ（例えば、企業で働く人々の集合的な労働力、スキルと経験、顧客やサプライヤーとの関係など）。

この分類に基づいて、同討議資料では、「支配」は IFRS における資産の定義における基礎的な

³¹ EFRAG, *op. cit.*, 2021, p. 22, par. 2.5.

³² *Ibid.*, pp. 22-23, par. 2.6.

³³ *Ibid.*, p. 25.

³⁴ *Ibid.*, p. 26, par. 3.1.

概念であることから分類 A および分類 B のインタンジブルズに焦点を当てるとしている³⁵。

インタンジブルズの資産認識の前提条件に関して、DP (2021) では、支出を伴うインタンジブルズに限定するとしている³⁶。というのも、同討議資料によれば、一部の論者は、会計の本質を「現金から現金へのサイクルを忠実に報告すること」にあり、したがって支出から生じる資産のみを認識すること（負債を生じさせる将来の支出に対する義務も含む）にある³⁷と考えている。その考えの下で、同討議資料においても、将来の収益のための投資と当期の費用との混同に着目し、支出を伴うインタンジブルズに限定することが提案されているのである。インタンジブルズの分類と資産認識の前提条件に関するそうした提示の後に、同討議資料では、認識に関して4つのアプローチが提示されている³⁸。すなわち、

認識アプローチ①：全てのインタンジブルズを認識するアプローチ、

認識アプローチ②：資産認識の閾値 (threshold) アプローチ、

認識アプローチ③：資産の条件付き (conditional) 認識アプローチ、および、

認識アプローチ④：自己創設インタンジブルズは認識しないアプローチ、である。

各アプローチを順にみていく。認識アプローチ①：全てのインタンジブルズを認識するアプローチ³⁹では、その賛成意見および反対意見が紹介されている。しかし、このアプローチに対しては、不確実性という観点から、全てのインタンジブルズの認識には問題があることが指摘されている。というのも、将来のキャッシュ・フローに対する不確実性のある資産までも資本化すると、将来の収益を得ることが確実な資産とともに財務諸表上に計上されることになるため、将来のキャッシュ・フローの見込みに対する全体的な情報が曖昧なものになってしまうからである。この点に関し、全てのインタンジブルズを認識するのではなく、ある閾値や条件が満たされた場合に認識するというアプローチも考えられる。それが認識アプローチ②・③である。

認識アプローチ②：資産認識の閾値アプローチ⁴⁰の下では、インタンジブルズの開発の開始時点で、関連する支出額を資産計上するか否かの査定が閾値を用いて行われる。この閾値に関し、同討議資料では、IAS 第38号の認識に関する規定の修正による閾値が考えられるとしている。すなわち、同基準の識別可能性規定の削除、および、特定の自己創設無形資産の資産計上への禁止規定の削除である。識別可能性規定に関し、同討議資料では、この規定のより制限の少ない規定を認識の閾値

³⁵ EFRAG, *op. cit.*, 2021, p. 26, par. 3.2.

³⁶ *Ibid.*, pp. 26-27, pars. 3.5-3.9.

³⁷ *Ibid.*, pp. 26-27, pars. 3.5-3.9. この点に関し、Barker, et al. は、会計は投資の経済 (economics of investing) を写し出すものであると主張している。すなわち、会計とは、会社に投資された現金から株主への現金の返還までのサイクルを追跡するものである、としている (Barker, R., Lennard, A., Pennman, S. and Teixeira, A, *Accounting for Intangible Assets: Suggested Solutions*. Paper for the 2020 IASB research forum, 2020, p. 9)。

³⁸ EFRAG, *op. cit.*, 2021, pp. 27-36.

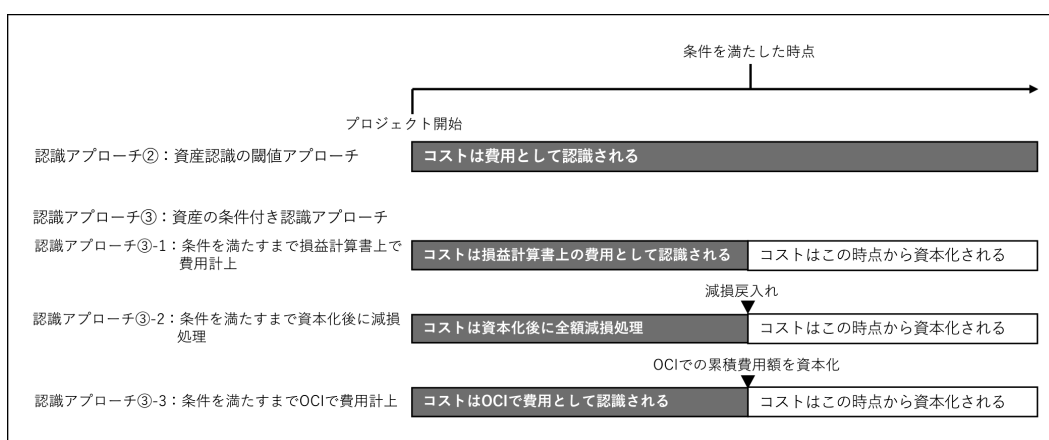
³⁹ 認識アプローチ①の説明にあたっては、*Ibid.*, 2021, pp. 28-30 を参照した。

⁴⁰ 認識アプローチ②の説明にあたっては、*Ibid.*, 2021, pp. 30-32 を参照した。

もしくは条件として考察することが可能であるとしている。特定の自己創設無形資産の資産計上への禁止規定に関しては、この規定により自己創設のブランドや顧客関係が、識別可能性規定を満たすにも関わらず資産計上が禁止されてしまっていることから削除も考えられるとしている。なお、IAS 第 38 号の規定と同討議資料での提案事項の比較考察は次章で行う。

この認識アプローチ②の短所としては、開発の開始時点にのみ閾値での査定を行うため、開始後に認識判断規準を満たしたとしても閾値での再査定は行われず、その後の支出は費用計上されてしまう点がある。この点を考慮に入れたアプローチとして次に提示されているのが、認識アプローチ③：資産の条件付き認識アプローチ⁴¹である。

図表 3 認識アプローチ②・③の説明図



(出典) EFRAG, *op. cit.*, 2021, p. 28 をもとに一部筆者修正。

図表 3 は認識アプローチ②・③の説明図である。図表に示した通り、認識アプローチ②の場合、開発の開始時点にのみ査定を行うため、例えその後に認識判断規準を満たしたとしても、その後発生した支出額は費用計上されることになる。これに対し、認識アプローチ③では、開始時だけではなく、開始後も継続的に条件（認識判断規準）が満たされているかどうかを査定する。条件が満たされた場合、その時点から支出額の資産計上が行われる。

認識アプローチ③の下での会計処理として、DP (2021) では 3 つのアプローチが提示されている⁴²。そのアプローチは、

認識アプローチ③-1：条件を満たすまで損益計算書上で費用計上、

認識アプローチ③-2：条件を満たすまで資本化後に減損処理、および

認識アプローチ③-3：条件を満たすまでその他包括利益（OCI）で費用計上、である。

これらのアプローチに関して注意すべき点としては、認識アプローチ③-2・③-3では、認識ア

⁴¹ 認識アプローチ③の説明にあたっては、EFRAG, *op. cit.*, 2021, pp. 32-33 を参照した。

⁴² *Ibid.*, 2021, p. 32, par. 3.49.

アプローチ③-1と異なり、条件を満たす前に発生したすべて支出額を含めて資産計上を行う点である。具体的には、認識アプローチ③-2では、条件を満たした時点でそれまで発生した減損が戻入れられ⁴³、認識アプローチ③-3では、条件を満たした時点で累積費用がOCIから無形資産へと再分類される。ただし、認識アプローチ③-3に対して、同討議資料によれば、このアプローチを適用するにはOCIの定義の拡張が必要であり、概念的な課題を引き起こすことになるとのことである。

認識アプローチ④：自己創設インタンジブルズは認識しないアプローチ⁴⁴に関して、同討議資料では、自己創設無形資産への投資を即時に費用計上することにより業績測定の変質は解決されないままである点が指摘されている。ただし、この点に関しては、インタンジブルズへの投資に関連する費用を他の費用から区別して表示することにより、部分的にその問題の解決に役立つ可能性があることも指摘されている。

続いて、測定アプローチに関しては、原価での測定と公正価値での測定を提示し、それらの長所と短所が紹介されている⁴⁵。DP（2021）では、どちらでの測定が望ましいものであるかに関する意見の表明は行っていないとのことであるが、現行の概念フレームワーク⁴⁶の下では原価での測定が最も有用な情報をもたらす得るとの見解が示されている⁴⁷。

(2) 「将来指向費用の情報・リスク要因または機会要因の情報」—「将来指向費用」概念の提示—

前節で説明した通り、「認識・測定」アプローチでは、当期の収益のための費用と将来の収益のための費用が混同されている点が現行の情報の問題点として挙げられていた。「将来指向費用の情報・リスク要因または機会要因の情報」アプローチでは「将来指向費用」概念の下で、この問題をより具体化した形で説明しており、「認識・測定」アプローチでの問題意識を探る上で重要な概念であると考えられるため、本節でも紹介する。

DP（2021）によれば「将来指向費用（future-oriented expenses）」とは、ある期間に認識された費用のうち「経済的に将来の期間に達成される便益に関連する費用」⁴⁸のことをいい、未認識のインタンジブルズへの投資（またはその維持）であるとされている。図表4は「将来指向費用」に関して同討議資料で提示された説明図である。この図表から明らかなように、ある期間の認識費用

⁴³ なお、現行のIFRSの要件では、無形資産の減損の戻入れ自体は認められている（IASB, *International Accounting Standard No. 36, Impairment of Assets*, 2013, par. 111）。

⁴⁴ 認識アプローチ④の説明にあたっては、EFRAG, *op. cit.*, 2021, pp. 33-34を参照した。

⁴⁵ 測定アプローチの説明にあたっては、*Ibid.*, pp. 36-39を参照した。

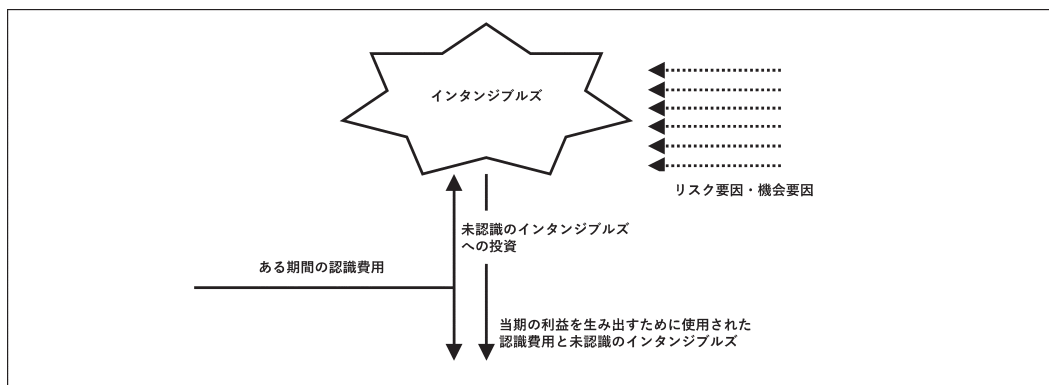
⁴⁶ IASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, 2018.

⁴⁷ すなわち、概念フレームワークによれば、主にその他の資産とともに間接的にキャッシュ・フローを生み出している自己創設無形資産の場合、公正価値などの、価値の変動に関する情報は目的適合性のある情報を提供するとは限らない。また、大半の場合、財政状態計算書と財務業績計算書において同じ測定的基础を使用することが最も有用な情報の提供につながる。この故に、原価での測定が最も有用な情報をもたらす可能性がある、というわけである（EFRAG, *op. cit.*, 2021, p. 37-38）。

⁴⁸ *Ibid.*, 2021, p. 52.

の一部は未認識のインタンジブルズへの投資（「将来指向費用」）であり、そうした未認識のインタンジブルズによる貯水地（pool）を使用することによって当期の業績が影響を受けるとされているのである。加えて、未認識のインタンジブルズはリスク要因・機会要因の影響を受けることになる。この特異な性質により、「将来指向費用の情報・リスク要因または機会要因の情報」アプローチに基づいて、特定の情報の提供が行われることになるというのである。

図表 4 認識費用およびリスク要因・機会要因に関する情報



(出典) EFRAG, *op. cit.*, 2021, p. 53, par. 5.2.

このように、DP（2021）では、当期の収益のための費用と将来の収益のための費用が混同されている点を問題点として取り上げ、ここでの将来の収益のための費用を「将来指向費用」概念として「インタンジブルズ」との関係の中で説明を行っている。

2. 勧告書

前節では、DP（2021）に関して、主にそこで提示されたアプローチの内容を中心に確認した。本節では、そこでの内容を受けて、2年後に公表された勧告書においてどのような勧告がなされていたのかをみていく。勧告書での勧告は次の通りである⁴⁹。

勧告①：IAS 第 38 号の範囲の再検討。

勧告②：DP（2021）で提示したアプローチを全て組み合わせたアプローチの検討。

勧告③：適用ガイダンスの提供の検討。

勧告④：サステナビリティ報告の開発の検討。

勧告⑤：段階的なアプローチの適用。

勧告⑥：概念フレームワークにおける資産の定義と特定の認識判断基準を満たすインタンジブルズのみの認識。

⁴⁹ EFRAG, *op. cit.*, 2023, pp. 5-6.

勧告⑦：IAS 第 38 号の認識判断規準の再検討。

勧告⑧：認識に関して条件付きアプローチの適用の検討。

勧告⑨：測定方法の再検討。

勧告⑩：ビジネス・モデルの鍵となるインタンジブルズ開示の義務化。

勧告⑪：将来志向の費用に関する開示要件の策定。

勧告⑫：商業的機密性を考慮した、特定の状況下での開示要件の免除の検討。

上記の勧告のうち、「認識・測定」アプローチに関係すると考えられる勧告①・⑥・⑦・⑧・⑨の内容を順にみていく。

IAS 第 38 号への勧告としては、勧告①・⑥・⑦がある⁵⁰。勧告①では同基準の範囲の再検討が勧告されており、具体的には、同基準に含めるべきインタンジブルズの種類、無形資産となるケース、および同基準の対象となる資産と他の IFRS 諸基準とを区別する方法などの再検討が勧告されている。勧告⑥においては、同基準の認識判断規準に関し、その改訂により自己創設インタンジブルズの広範な範囲での認識が可能になるとしている。勧告⑦でも同じく認識判断規準への言及が行われており、そこでは同基準での特定のインタンジブルズの認識禁止規定が依然として妥当であるかどうかを含め、認識判断規準の再検討が勧告されている。この点に関連して、勧告書では、ソフトウェア、IT、知的財産全般の会計処理を見直し、多額の投資額が現行の認識判断規準を満たさないという懸念に対処することも勧告されている。

DP (2021) で提示された「認識・測定」アプローチに関する勧告は勧告⑧・⑨である⁵¹。認識アプローチに関する勧告は勧告⑧で行われており、そこでは特に資産の条件付き認識アプローチの適用の検討が勧告されている。さらに、この勧告では、認識すべき資産に関して、無形資産が認識された後に発生した費用のみを反映するのではなく、無形資産を形成するための総費用を反映する必要があるかどうかを検討することが勧告されている。測定アプローチに関する勧告は、勧告⑨で行われており、この勧告によれば、概念フレームワークに基づけば、自己創設無形資産は原価で測定することが最も有用な情報をもたらすと考えられるとしている。

IV EFRAG の DP (2021) の意図と論理構造

前章では DP (2021) とその勧告書の内容を「認識・測定」アプローチを中心に調査した。すなわち、同討議資料では同アプローチの内容と「将来指向費用」概念を、勧告書では IAS 第 38 号の規定への勧告、および「認識・測定」アプローチに関して、特に条件付き認識アプローチの適用の検討が勧告されている点をそれぞれ確認した。この内容をもとに、本章では、いよいよ「EFRAG の DP (2021) 公表の意図は何か」、さらには「その根底にはどのような会計上の論理があるか」という研究課題を取り扱う。具体的には、前者の意図に関しては、同討議資料での提案事項、特に

⁵⁰ 勧告①・⑥・⑦の説明にあたっては、EFRAG, *op. cit.*, 2023, pp. 6, 10-12 を参照した。

⁵¹ 勧告⑧・⑨の説明にあたっては、*Ibid.*, pp. 6, 10-12 を参照した。

条件付き認識アプローチと IAS 第 38 号の規定との比較考察を行い、そこで提示された公表の意図を考慮した上で、その根底にある会計上の論理を考察する。

1. DP (2021) 公表の意図

図表 5 は IAS 第 38 号の規定と DP (2021) での提案事項の比較表である。

図表 5 IAS 第 38 号と DP (2021) の比較表

IAS 第 38 号	DP (2021)
<p>無形資産の認識 次の定義・認識判断規準を満たす場合に認識。 定義 (pars. 10-17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別可能である。 ・企業が支配している。 ・将来の経済的便益が存在している。 <p>認識判断規準 (pars. 21-23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産に起因する期待される将来の経済的便益の流入可能性が高い (将来の経済的便益の可能性)。 ・資産の取得原価を信頼性をもって測定できる (測定可能性)。 <p>自己創設無形資産の認識 研究局面 (par. 54)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究に関する支出はすべて費用として認識。 <p>開発局面 (par. 57)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の無形資産の認識要件に加え、次の場合に資産計上。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 無形資産を完成させる技術上の実行可能性 (b) 無形資産を完成させて使用または売却する意図 (c) 無形資産を使用または売却できる能力 (d) 可能性の高い将来の経済的便益の創出 (e) 開発を完成・使用または売却するための技術・財務・その他の資源の利用可能性 (f) 支出の信頼性をもった測定能力 <p>過去に生じた費用 (par. 71)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初に費用として計上した支出は、その後無形資産の原価に含めることはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の条件付き認識アプローチ 認識アプローチ③-1 →条件を満たすまで損益計算書上で費用計上。 認識アプローチ③-2 →条件を満たすまで資本化後に減損処理。条件を満たした時点でそれまで発生した減損を戻入れる。 認識アプローチ③-3 →条件を満たすまで OCI で費用計上。条件を満たした時点で累積費用が OCI から無形資産へと再分類される。 ・識別可能性規定の削除、またはより制限の少ない規定への修正が考えられる。
<p>特定の自己創設無形資産の資産計上への禁止規定 自己創設のブランド、マストヘッド、出版タイトル、顧客リストおよびそれらと実質的に類似した項目は、無形資産として認識しないものとする (par. 63)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の自己創設無形資産の資産計上への明示的な禁止規定の削除も考え得る。

(出典) IASC, *op. cit.*, 2014, EFRAG, *op. cit.*, 2021 をもとに筆者作成。

同討議資料においては、第 2 章第 1 節で確認した通り、認識アプローチとして資産の条件付き認識アプローチが提示されていた。このアプローチは、その後の勧告書においても適用の検討が勸

告されており、特に無形資産を形成するための総費用を反映するアプローチの検討が勧告されていたのである。総費用を反映するアプローチとしては、図表5の認識アプローチのうち認識アプローチ③-2・③-3がある。しかし、認識アプローチ③-3は同討議資料によれば、概念的な課題を引き起こすことになり、適用が難しいとされていた。そこで本節では、条件付き認識アプローチのうち特に認識アプローチ③-2を取り上げ、IAS第38号と比較してどのような会計処理上の効果があるのかを仕訳をもとに考察する。図表6はIAS第38号と認識アプローチ③-2の仕訳例である。

図表6 IAS第38号と認識アプローチ③-2の仕訳例

【設例】						
前提条件						
<ul style="list-style-type: none"> あるインタangibleの開発プロジェクトを開始した。 条件（認識要件）を満たす前のインタangibleへの支出（研究開発費）は100で、対価は現金である。 条件を満たした後のインタangibleへの支出は50で、対価は現金である。 						
	IAS第38号			認識アプローチ③-2		
	借方	貸方		借方	貸方	
インタangibleへの支出 (条件を満たす前)	研究開発費 100	現金	100	無形資産 100	現金	100
				減損損失 100	無形資産	100
条件を満たした時点	借方	貸方		借方	貸方	
	(仕訳なし)			無形資産 100	減損損失戻入益	100
インタangibleへの支出 (条件を満たした後)	借方	貸方		借方	貸方	
	無形資産 50	現金	50	無形資産 50	現金	50
無形資産計上額 (合計)	50			150		

(出典) 筆者作成。

IAS第38号に関して、条件（認識要件）⁵²を満たす前に生じた支出は費用（ここでは研究開発費）として処理される。この金額は、その後条件を満たした時点であっても資産計上されることはなく、その時点での仕訳は発生しない。条件を満たした後に生じた支出は無形資産として計上されることになり、無形資産の計上額（合計）は50となる。これに対して、認識アプローチ③-2の仕訳を考察する。条件を満たす前に生じた支出は、無形資産として計上された後、即時に全額が減損損失として処理される。この金額は、その後条件を満たした時点で戻入れられ、減損損失戻入益が発生する。条件を満たした後に生じた支出はIAS第38号の場合と同じく無形資産として計上される。無形資産の計上額（合計）は、IAS第38号の場合よりも増加し150となる。加えて、このアプローチにおいては、条件を満たした時点での減損損失の戻入れによる利益増加作用が指摘される。この

⁵² 図表5参照。

ように、同討議資料では、IAS 第 38 号の下では費用として取り扱われてきた金額に着目した自己創設無形資産の資産計上増加も想定されていると言える。

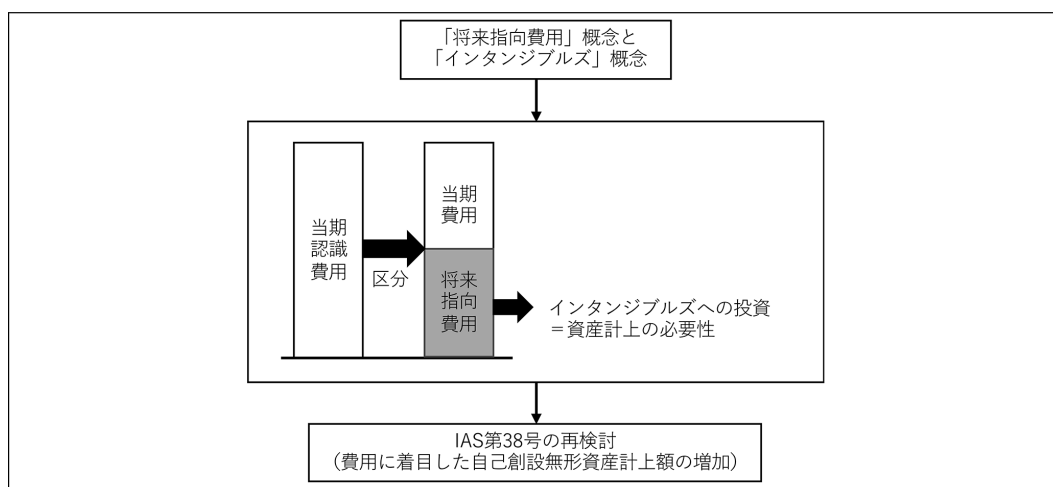
さらに、同討議資料では、IAS 第 38 号の認識に関する規定への個別の提案も行なっている。すなわち、同基準では、3つの定義および2つの認識判断規準を満たす場合に認識を行うと規定している。先述の通り、DP (2021) では、この規定に対し識別可能性に関する規定の削除、またはより制限の少ない規定への修正も考えられるとしている。同基準での特定の自己創設無形資産の資産計上への禁止規定に関しては、同討議資料ではそうした明示的な禁止規定の削除も考えられるとしている。特に明示的な禁止規定に対する提案はその後の勧告書においても引き継がれており、そうした禁止規定が依然として妥当であるかどうかを含め、認識判断規準の再検討が勧告されている。これらの提案事項に基づけば、自己創設無形資産の計上項目は拡大し、資産計上額はさらに増加し、ひいては利益への影響が想定されることになる。自己創設無形資産の計上額の増加と費用計上額の減少による当期の利益への増加作用が考えられるからである。

上にみた考察の通り、DP (2021) では、IAS 第 38 号の規定の改正に関する提案が行われており、同基準の再検討が意図されていることが分かる。その内容を具体的に考察すれば、そこでは費用に着目した自己創設無形資産計上額の増加も想定されている点が指摘できる。

2. DP (2021) の論理構造

前節では、DP (2021) 公表の意図として IAS 第 38 号の再検討がある点、およびそこでは自己創設無形資産計上額の増加も想定されている点を指摘した。それでは、こうした意図の根底にはどのような会計上の論理があるのだろうか。本節ではこの点を考察する。

図表 7 DP (2021) での論理構造図



(出典) EFRAG, *op. cit.*, 2021 をもとに筆者作成。

図表 7 は、前章を通じて確認してきた DP (2021) の内容に基づき、同討議資料において想定されていると考えられる論理構造を示した図である。DP (2021) によれば、ある期間の認識費用の一部は、将来の期間の収益に関連する可能性があり、この点から、当該費用が同討議資料では「将来指向費用」と呼ばれている。加えて、同討議資料においては、無形資産を含むより広範な概念として「インタンジブルズ」という概念が提示されており、「将来指向費用」はこのインタンジブルズ（特に未認識のインタンジブルズ）への投資額を表すものであるとしているのである。よって、この投資額は将来の収益に関連するものであるため、資産計上の必要性が生じることとなる。前節で述べた通り、現状の IAS 第 38 号の規定の下では自己創設無形資産の資産計上は開発費において一部認められている。これに対し、同討議資料では、同基準の再検討という意図の下でこの資産計上額のさらなる増加も想定されており、その根底にある会計上の論理が、「インタンジブルズ」への投資（「将来指向費用」）という論理なのである。

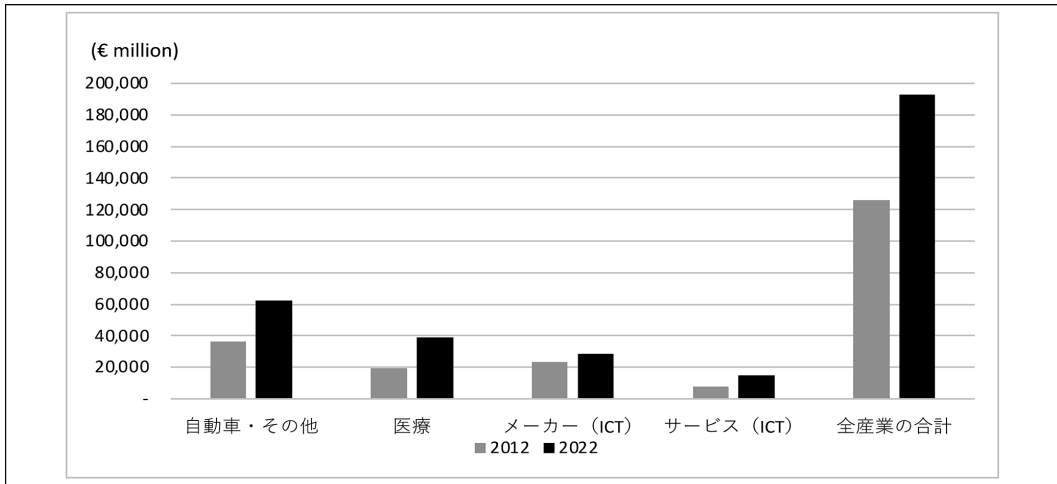
具体的に言えば、同基準での規定に対する個別の提案（識別可能性規定や特定の自己創設無形資産の資産計上への明示的な禁止規定への提案）は、同討議資料での論理に従えば「将来指向費用」の資産計上の拡大につながることになる。また、前節で考察した資産の条件付き認識アプローチのうちの認識アプローチ③-2 に関しても、当期の費用の一部を「将来指向費用」とみなして資産計上を行い、減損を行ったのちに、条件を満たした時点でその全額を無形資産として戻し入れることになる。ここまで考察した通り、そこにおいては「インタンジブルズ」への投資（「将来指向費用」）を起点とした自己創設無形資産計上の論理が展開されていると言えるのである。

以上の考察から、EFRAG の DP (2021) では、次のことが明らかとなった。

- (1) IAS 第 38 号の規定の再検討が意図されており、その再検討においては費用に着目した自己創設無形資産の計上額の拡大も想定されていること、
- (2) 「インタンジブルズ」への投資（「将来指向費用」）を起点とした自己創設無形資産計上の論理が根底で展開されていると言えること。

最後に、こうした意図の下での DP (2021) 公表の経済的背景に関して簡単に言及する。第 3 章第 2 節で確認した通り、勧告書においては、ソフトウェア、IT、知的財産全般の会計処理を見直し、多額の投資額が現行の認識判断基準を満たさないという懸念に対処することが勧告されていた。この点に関し、特に EU での研究開発投資の推移を示したのが図表 8 である。図表 8 は EU での研究開発投資の推移に関し、全産業での合計の推移と、増加額が著しい 4 つの産業での推移を示している。ここから分かる通り、EU での研究開発投資は 2012 年から 2022 年にかけての 10 年間で増加しており、この増加傾向は特に「自動車・その他」の産業において見受けられる。同様に、ICT 関連産業（メーカー・サービス）においても、増加傾向が見られるのである。このような研究開発投資の動向が、DP (2021) 公表の経済的背景の一つにあると言える。

図表 8 研究開発投資⁵³の推移 (EU)



(出典) European Commission, *The 2022 EU industrial R&D investment scoreboard*, 2022, p. 112 をもとに筆者作成。

むすび

本稿では、「EFRAG の DP (2021) 公表の意図は何か」、また、「その根底にはどのような会計上の論理があるか」という研究課題の下、特に「認識・測定」アプローチを中心として考察を行った。

第 I 章では、DP (2021) 公表に至るまでの経緯を概説し、同討議資料公表の IAS 第 38 号をめぐる意図や根底にある会計上の論理という問題の所在を提示した。第 II 章では、前章で提示した問題の所在の下、同討議資料を取り扱った先行研究を分析し研究課題を特定した。具体的には、先行研究においては同討議資料の無形資産という観点からの考察—具体的には「認識・測定」アプローチに関する考察—が十分には行われていないように思われる。その結果として、上記の問題が先行研究では解明されていないのである。第 III 章では前章で特定した研究課題の下で、同討議資料および勧告書の内容を「認識・測定」アプローチを中心に調査を行った。この章では、同討議資料での「認識・測定」アプローチの内容と IAS 第 38 号への言及、および同討議資料で提示されていた「将来指向費用」概念の内容を確認した。これに加えて、勧告書における IAS 第 38 号の規定への勧告、および、「認識・測定」アプローチに関して、特に条件付き認識アプローチの適用の検討が勧告されている点も確認した。これらの点をもとに本稿での研究課題の考察を行ったのが第 IV 章である。この章では、同討議資料公表の意図に関して、そこでの提案事項、特に条件付き認識アプローチと IAS 第 38 号の規定との比較考察を行った。これにより提示した公表の意図を考慮した上で、その根底にある会計上の論理も考察した。こうした考察の結果、EFRAG の DP (2021) における下記

⁵³ 会社それ自体によって行われた現金での投資のこと。データは各会社の年次報告書（主に財務諸表）から収集された (European Commission, *op. cit.*, pp. 105, 107)。

の意図および会計上の論理が明らかとなった。

- (1) IAS 第 38 号の規定の再検討が意図されており、その再検討の具体的な内容として費用に着目した自己創設無形資産の計上額の拡大も想定されていること、
- (2) 「インタンジブルズ」への投資（「将来指向費用」）を起点とした自己創設無形資産計上の論理が根底で展開されていると言えること。

なお、この第Ⅳ章では、上記の点に加え、同討議資料公表の経済的背景としての研究開発投資の増加にも言及しているが、本稿では、経済的背景に関する簡単な記述にとどめており、同討議資料公表の直接的な背景になったと考えられる特定の会計実務を明らかにすることができなかった。この点は今後の課題としたい。

参考文献

【和文献】

島永和幸「人的資本の会計—欧米における人的資本開示の最新動向—」『証券アナリストジャーナル』日本証券アナリスト協会、2022年、第60巻第9号、38-48頁。

東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス・コード」2021年。

内閣府「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」Ver 1.0、2022年。

内閣府「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」Ver 2.0、2023年。

藤田晶子「無形資産情報の開示とその課題」『ディスクロージャー& IR』宝印刷、第23巻、2022年、38-43頁。

【欧米文献】

Barker, R., Lennard and A., Pennman, "Accounting for Intangible Assets : Suggested Solutions", *Accounting and Business Research*, Vol. 52, No. 6, 2021, pp. 601-630.

Barker, R., Lennard, A., Pennman, S. and Teixeira, A. *Accounting for Intangible Assets: Suggested Solutions*. Paper for the 2020 IASB research forum, 2020.

EFRAG, *Discussion Paper, Better information on intangibles*, August 2021.

EFRAG, *Recommendations and Feedback Statement on DP Better Information on intangibles which is the best way to go*, 2023.

European Commission, *The 2022 EU industrial R&D investment scoreboard*, 2022.

IASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, 2018.

IASC, *International Accounting Standard No. 36, Impairment of Assets*, 2013.

IASC, *International Accounting Standard No. 38, Intangible Assets*, 2014.

Working Group of Human Capital Accounting Disclosure (WGHCAD), "Petition for Rulemaking" <https://www.sec.gov/rules/petitions/2022/petn4-787.pdf>, 2022.

【参照 URL】

EFRAG, "ABOUT US", <https://www.efrag.org/About/Facts>（最終閲覧日 2023年9月18日）。

EFRAG, "EFRAG RESEARCH PROJECT ON BETTER INFORMATION ON INTANGIBLES", <https://www.efrag.org/Activities/1809040410591417/EFRAG-research-project-on-better-information-on-intangibles?AspxAutoDetectCookieSupport=1#>（最終閲覧日 2023年9月17日）。

IASB, "IASB pipeline projects", <https://www.ifrs.org/projects/pipeline-projects/>（最終閲覧日 2023年9月17日）。